

# 令和5年度第3回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月26日（月）午後1時30分から2時48分まで

2. 開催場所 あわらし市役所 3階 全員協議会室

3. 出席委員（11人）

会長	12番	丸谷	浩二
会長職務代理	2番	藤野	雄次
委員	3番	北田	和彦
	4番	糠山	秀雄
	5番	舘	邦夫
	6番	松井	成樹
	7番	三上	将治
	8番	宮腰	茂雄
	10番	長谷川	太佑
	11番	林	恵子
	13番	北	廣見

4. 欠席委員（3人）

1番	川端	伸造
9番	谷川	聡志
14番	朝倉	雪

5. 議事日程

第1	開会
第2	会長挨拶
第3	業務報告
第4	議事録署名人の指名
第5	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第3号 現況証明願について
	議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について
	議案第5号 農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想の変更について
	報告第1号 電気通信事業施設等の設置届出の報告について
	報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
第6	その他

(1) 7月の農業委員会定例総会開催予定について

(2) その他

## 第7 閉会

6. 事務局 局長 山本 紹央  
同補佐 高嶋 良子  
主査 松村 邦弘  
主事 後藤 タ子

## 7. 会議の概要

### ◇ 開会宣言

局長： 皆様、お疲れさまでございます。定刻になりましたので、ただいまよりあわら市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

それでは、定例総会開会に当たりまして、丸谷会長よりご挨拶申し上げます。お願いいたします。

### ◇ 会長挨拶

【会長 挨拶】

### ◇ 定足数の確認

事務局： それでは、本日の出席状況を報告いたします。委員総数24名中、本日の出席委員は17名であります。なお、1番川端委員、9番谷川委員、14番朝倉委員、推進委員の澤田委員、南坂委員、八木委員、堀川委員から欠席の届出がございます。藤野職務代理人、深川委員につきましては、遅刻の届出がございます。したがって、委員総数の過半数のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

### ◇ 業務報告

事務局： 続きまして、日程第3「業務報告」を申し上げます。

【業務報告の朗読及び説明】

それでは、ここからの進行につきましては丸谷会長にお願いいたします。

### ◇ 議事録署名人の指名

議長： それでは、日程第4「議事録署名人の指名」を行います。本日の議事録署名人は、6番松井委員、8番宮腰委員の両名にお願いいたします。

◇ 議 事

議 長： 日程第5、議事に入ります。

◇ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長： 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局： 私のほうから、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明いたします。2ページにお進みください。

今回、1件の申請がございました。

譲渡人は清王にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。譲受人は坂井市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。〇〇〇〇さんの耕作面積は畑4,057㎡でございます。耕作人員は2名、申請農地は清王地係の畑1,736㎡でございます。売買による所有権の移転でございます。所有権移転後は、ワイン用ブドウの栽培を予定しているとのことです。3ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われまます。

以上で説明を終わります。

議 長： 地区担当委員の説明に入ります。番号1番につきまして、私、丸谷が説明をいたします。

この案件につきましては、先月も同様の案件が出たということだと思います。譲受人につきましては、この地でブドウを栽培してワイナリーをというふうに聞いております。特に問題はないというふうに判断をいたしました。

以上でございます。

それでは、これらの案件につきまして、ご質問はありませんか。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

質問がないようですので、採決に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、許可相当と認めます。

◇ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長： 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、私のほうからご説明させていただきます。4ページをご覧ください。

今回、案件としましては2件の申請がございました。

番号1番につきましては、譲渡人は古屋石塚にお住まいの〇〇〇〇さん、譲受人は同じく古屋石塚の〇〇〇〇でございます。申請の土地につきましては古屋石塚の2筆で、登記地目は畑、面積は357.49㎡でございます。用途につきましては穀物乾燥調製施設用地でございます。事由につきましては、譲受人は使用貸借権を設定し、申請地に施設を建設したいとのごことでございます。権利の種類につきましては使用貸借権の設定で、こちらの農地区分につきましては第2種農地となっております。場所につきましては5ページ、計画図につきましては7ページから9ページをご覧ください。

次に、番号2番につきましては、譲渡人は国影にお住まいの〇〇〇〇さん、譲受人は福井市日之出の〇〇〇〇でございます。申請の土地につきましては国影の1筆で、登記地目は畑、面積は285㎡でございます。用途につきましてはバスの駐車場でございます。事由につきましては、譲受人は賃借権を設定し、申請地に既存の駐車場を拡張し、整備したいとのごことでございます。権利の種類につきましては賃借権の設定で、こちらの農地区分につきましては第3種農地となっております。場所につきましては6ページ、計画図につきましては10ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長： それでは、地区担当の説明を求めます。まず、番号1番につきまして、8番宮腰委員、お願いいたします。

8番： 集落内の農地でありまして、問題ないと思われまして。

議長： ありがとうございます。

続いて、番号2番ですが、1番川端委員が欠席のため、先ほどの事務局の説明に代えさせていただきます。

次に、本件につきまして、本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して7番三上委員に調査結果の報告をお願いいたします。

7番： 今日午前9時より、松井委員、私と事務局1名において現地調査をいたしました。事務局報告どおり、問題ないと確認しました。

以上です。

議長： ありがとうございます。それでは、この案件について、ご質問はありませんか。  
よろしいですか。

(質問、意見なし)

質問がないようですので、採決に入ります。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、番号1番に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、県に進達するものといたします。  
それでは、番号2番について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、県に進達するものといたします。

#### ◇ 議案第3号 現況証明願について

議長： 次に、議案第3号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第3号「現況証明願について」、私のほうからご説明させていただきます。12ページをご覧ください。

今回、案件としましては5件の申請がございました。

番号1番につきましては、申請人は市姫二丁目にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。

申請の土地につきましては市姫五丁目地係で、面積は1,603㎡、登記地目は田、現況は非農地でございます。事由につきましては、申請地は昭和58年頃、〇〇〇〇と賃貸借契約を締結し、5条許可を受け倉庫を建設したものの、登記地目の変更を行わず現在に至っています。今回、地目を変更し、売買したいとのごことでございます。

続いて、番号2番につきましては、申請人は福井市高木町にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては滝地係で、面積は63㎡、登記地目は畑、現況は非農地でございます。事由につきましては、申請地は平成10年以降、耕作を放棄されており、駐車場として利用され現在に至っております。今回、地目を変更し、売買したいとのごことでございます。

番号3番につきましては、2番と同じく福井市高木町にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては滝地係で、面積は231㎡、登記地目は田、現況は非農地でございます。事由につきましては、申請地は昭和54年に作業所の敷地として整備され、以後、宅地として利用し現在に至っております。今回、こちらにつきましても地目を変更し、売買したいとのごことでございます。

番号4番と5番につきましては、関連していますので一括して説明いたします。申請人はあわら市市姫四丁目の〇〇〇〇さん、同じく市姫四丁目の〇〇〇〇さんで

ございます。申請地につきましては市姫四丁目地係の2筆でございます。面積はそれぞれ290㎡と224㎡、登記地目はともに畑、現況は非農地でございます。事由につきましては、申請地には昭和23年11月に新築家屋が建設され、平成14年には一部を取り壊し、さらに増築もされており、宅地として現在も利用されているとのことでございます。

1番から5番につきましては、場所につきましては13ページから15ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長： それでは、地区担当委員の説明に移ります。番号1番につきましては、5番館委員、お願いいたします。

5番： 1番につきましては、事務局の説明のとおり、現況は倉庫があるんですけども、ずっと使われておらずにもう草だらけになってますが、地目はそのままずっと田というふうになってたんで、地目変更して売りたいということで、昔の県道丸岡線に接している土地ですので、問題ないというふうに考えます。

以上です。

議長： ありがとうございます。

次に、番号2番、3番について、関連していますので一括して、4番糠山委員、お願いいたします。

4番： ご説明します。この〇〇〇〇さんは養子でございますので、この2番に関しましては、駐車場に今なるとるんですけども、これは別に問題はないと思います。

3番に関しても同じです。宅地ということで前は作業所の敷地としてやってましたけれども、2番、3番、売りたいということで私は認めます。

議長： 続いて、番号4番、5番につきましても、関連していますので一括して、5番館委員、お願いいたします。

5番： まず、この資料の修正が必要なんですけども、4番、5番の地図が15ページにあるんですけども、これは15ページの地図は滝の地図ですので、本来2番、3番でないといけないところです。で、問題の4番、5番は14ページの2番、3番って書いてあるところが4番、5番でないとおかしい形になります。

地図を見ていただくと分かるんですけども、中学校グラウンドのすぐ南側の土地を表してまして、ずっと昭和23年から建物が建ってるということで、そもそも現況

は非農地なんですけども、畑のままということで、現況を変更するということが問題ないというふうに考えます。

以上です。

議長： ありがとうございます。地図が入れ替わっておりますので、今ほど訂正がありました。

次に、本件について、本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して7番三上委員に調査結果の報告をお願いいたします。

7番： 同様に今日午前9時より、松井委員、私、事務局の高嶋事務局員と現地をパトロールしましたが、事務局報告どおり、問題がないものと思われま。

以上です。

議長： ありがとうございます。それでは、本案件につきまして、ご質問はありませんか。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

質問がないようですので、採決に入ります。議案第3号「現況証明願について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、承認することといたします。

#### ◇ 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議長： 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第4号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」、ご説明いたします。16ページにお進みください。農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、あわら市から別添のとおり農用地利用集積計画が提出されましたので、その決定を求めます。

17ページにお進みください。公告予定日につきましては令和5年6月30日金曜日でございます。借手は4人、貸手は14人でございます。利用権設定面積は、賃貸借が12筆、2万654㎡、うち再設定が6筆、1万459㎡、使用賃借が5筆、8,638㎡でございます。期間別内訳は、3年の畑が9筆、1万7,432㎡、5年の畑が1筆、1万907㎡、10・15年の畑が7筆、1万953㎡でございます。

18ページにお進みください。集落別内訳については、北潟の畑が7筆、波松の畑が4筆、清王の畑が2筆、山十楽の畑が4筆でございます。利用権移転、所有権移

転につきましてはございませんでした。

19ページをお開きください。集積計画の決定についてでございます。20ページにまたがっております1番から7番につきましては、借受人は北潟にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。北潟の畑7筆でございます。利用目的は野菜で、1番と7番は賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。2番から6番は使用貸借権の設定でございます。期間につきましては、1番は令和6年1月1日から令和15年12月31日まで、2番から6番は令和5年7月1日から令和8年6月30日まで、7番は令和6年1月1日から令和10年12月31日まででございます。新規設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

21ページにまたがっております8番から10番につきましては、借受人は波松にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。波松の畑4筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和5年7月1日から令和8年6月30日まででございます。再設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

11番と12番につきましては、借受人は坂井市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。清王の畑2筆でございます。利用目的は牧草と野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。再設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

13番と14番につきましては、借受人は二面にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。山十楽の畑4筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和5年8月1日から令和20年7月31日まででございます。新規設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

これら全ての農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に規定された要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長： 本案につきまして、ご質問はありますか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、採決に入ります。議案第4号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

◇ 議案第5号 農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想の変更について

議長： 次に、議案第5号「農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想の変更につい



て」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 議案第5号「農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想の変更について」、ご説明申し上げます。22ページをご覧ください。

今回、あわら市が別添のとおり、農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想の変更をしたい旨の通知がありましたので、同意を求めるものでございます。

23ページをお開きください。まず、この基本構想についてですが、農業経営基盤強化促進法という法律の定めるところによりまして、市町村が策定しているものでございます。内容につきましては、市の農政推進のための目標や指標を取りまとめたものでございます。構想（案）を開いて1ページの目次のとおりでございます。

今回は、昨年の法律改正により内容の一部を変更、修正するものでございます。具体的な変更の内容については、赤字の箇所でございます。文言の修正や文章の整理を行い、法律の内容に即し、国の示す例文を用いて変更、修正されております。主な変更点につきましては、1、2の2点のとおりでございます。

事務局としましては、事前に内容を十分に確認し、問題となる点はないと判断しています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長： この基本的な構想（案）につきましては、皆さん方に前もってお届けになっていると思います。で、お目を通しておられるという下で審議を進めていきたいと思えます。

取りあえず、今説明がありました本案につきまして、ご質問を受けたいと思えます。

5 番： 構想（案）の3ページの下の方に、「主たる従事者一人当たりの年間農業所得450万円程度」ってあるんですけども、これ、まず税込みか手取りなんかというのをちょっと参考に聞きたいんですけど。

事務局： 税込みというよりも、確定申告をしていただいたときの農業所得、控除前の所得でございます。

5 番： 分かりました。それで、いろんな農業生産組織というのができて、そこで最近では専従者というのがいてですね、その人たちの給料をどう決めるかというんで、いろいろ問題になるんですけども、この450万という金額の根拠はどこから来ているかもちょっとお尋ねしたいんですけど。

事務局： 450万につきましては、あわら市というよりも福井県のほうで設定しているものでございまして、あわら市が計算して450万円という数字を実は設定したわけではございません。で、450万円の設定につきましては、詳細についてはちょっとまた福井県のほうに問合せしてお答えするようにしたいと思います。

5 番： 分かりました。もう1点、参考に聞くんですけど、この資料は先ほど冒頭説明で、国の法律をベースにして作成したっておっしゃってたんで、所得もこの450万は福井県が独自で書いたんか、それとも国のベースの中にも書かれてる数字なんかもちょっとお尋ねしたいんですけど。

事務局： その辺についても、県を通じて確認して、次回の農業委員会に報告させていただきたいと思います。

5 番： 分かりました。

議長： よろしいですか。ほかにご質問はありませんか。

8 番： いいですか。

議長： はい、どうぞ。

8 番： すみません、私、無知で何も分からんですけども、この内容が、これ、前に見ておいてくださいと言うんですけど、あんまりよう分からんです。法律の第何条、何条って出てくるだけで、その何条がどの何を言っているんか。その法律、ちょっとインターネットで調べてみたんですけども、その条文の中にもまた違う条文が出てきて、迷路入ってるようで、本当にこれでいいんかどうかというのは分からんですけど、皆さん、どんなふうに判断したらいいんか、ちょっと。

この赤いところ書いてあるけれども、これ、字が間違っているんか、直すんか、何か根本的にどっか違うんか、この追加したところがこれでいいんかというのはちょっとよう分からんですけれども、何か分かる人あれば。

事務局： 今回、赤い字で書いたところが前回と違うところということになるんですけども、赤字で書いてあるだけのところにつきましては、追加で記入したところになります。で、場所によっては赤い字で書いた後に、横棒一線で消してあるんですけども、それについては、前回から修正して赤い字を追記して、前のは棒線で消したというような箇所もございます。

8 番： じゃ、これ、カキと柿とナシと梨の字を直してるのはなぜか。

事務局： それにつきましては、福井県の基本構想をお手本にあわら市の基本構想はできているわけなんですけれども、間違えてたというよりは、福井県の基本構想などに合わせて修正したということになります。

8 番： 基本構想に合わせるかたちで、ただ単純に直したと。

事務局： はい、宮腰委員が今ご指摘してくださったところについては、間違えたというのではなくて、表記を片仮名に統一したというふうなことでございます。

8 番： 10ページの「農業を担う者の確保及び育成」のところは、もともと別の言葉が使われていて、内容も何か変わったのでしょうか。

事務局： 10ページの部分につきましては、もともとは「農業を担う者の確保及び育成」ではなくて、「新たに農業経営を営もうとする青年等」ということで、前々から実は記載があったところでして、「新たに農業経営を営もうとする青年等」と新規就農者で50歳未満の方だけを指しているような形になっていましたので、そこを新規就農者、50歳未満の新規就農者に限定するような書きぶりから、農業を担う人全体を指すように書きぶりを修正しているものでございます。内容は変えてございません。

議長： よろしいですか。

5 番： 次の質問いいですか。

議長： どうぞ。

5 番： 7ページ中ほどに、甘藷と緑肥という表現があるんですけども、緑肥というのはあまり聞き慣れない言葉なんでちょっと調べてみたら、要するに耕して土の肥やしにするような作物一般ということで、マメ科植物とかイネ科植物とかヒマワリとか、何かそんなのを意味するらしいんですけども、ここで言う緑肥というのはどういう意味で使ってらっしゃいますか。

事務局： そうですね、こちらにつきましても、福井県のほうに合わせてこのような表記に

なっているので、申し訳ございません、内容につきましては、今、詳細を把握しておりませんのでちょっとまたそこも確認させていただきたいと思います。

- 5 番： 了解しました。ただ、このページの表現は、北部丘陵地でやってるところの例としてここ書かれてると思うんで、県とか何とかというよりも、これは北部丘陵地でやってる例を挙げたんじゃないかなと思うんですよ、こういう書き方しているところを見ると。そうすると、一体これは何を作ってんやろなという素朴な疑問が出るんですけど。

辻下推進委員： 例えば甘藷でいうとずっと連作ができない。例えば4反持ってて、1反ずつ毎年遊ばせてって作っていくって感じでいうと、4反あるから、4反のうち1反を緑肥でずっと回す。で、連作を、例えば3年に一遍ぐらい育てるって感じで、多分これは書いてある。だから、初めからその構造を持つてる。

- 5 番： 具体的には緑肥って何に使ってるんですか。

辻下推進委員： 例えばクロタラリア。黄色い花。クロタラリアというのは背の高さくらい。9割は花に使ってる。

議長： ほかにありませんか。

- 4 番： 5ページの3番です。担い手という農家で若い人が入ってくるということで、それは分かります。で、この赤い線で地域計画、人・農地プランを消してありますよね、横棒で。これは、担い手の方には人・農地プランは出さないということですか。

事務局： 今のご質問ですけれども、出さないというよりも、人・農地プランが実は名前が地域計画というふうに変更になる予定でございます。今までありました人・農地プランが内容をバージョンアップさせて、地域計画に生まれ変わるということで法律は動いていきますので、ここに人・農地プランを消したのは、名称がもう人・農地プランではなくなるということで、地域計画に名前を差し替えてるだけでございます。

- 4 番： これは何年度から始まるんですか。

事務局： 令和7年の4月までに、人・農地プランを地域計画に変えなさいというふうになっておりますので、令和7年3月中に地域計画というふうに変更して、新たに

スタートさせる予定でございます。

4 番： 恐らくその国の法律ということで、厳しくなる可能性はあるかね。

事務局： 厳しくなるというよりも、内容がバージョンアップされるということになります。今までの人・農地プランには、現況については細かく書かれていましたが、今後、どうありたいということも書くように、そういったほうに将来についても多く語られるようなものになっていくというふうに考えています。

4 番： 分かりました。この8ページの野菜とか果樹って書いてあるんですけども、梨って書いてあるんですけども、いろんな柿とか作ってるんですけど、ブドウというのはちょっと取り入れなかったんですか。ブドウは入ってないよね。

事務局： ここに書かれていますのは一部であって、例示的に出させていただいているものでして、全て網羅されているものとはちょっと違いますので、ブドウはちょっと載ってはいません。

議長： ほかの方でしょうか。

7 番： 議長、いいですか。

議長： はい。

7 番： 6ページからの安定的な農業経営の指標ということで、水稻についてちょっとお伺いしたいんですけども、南部平坦地、市全域という形で個人経営と団体経営といろいろ機械とか規模とか書いてあるんですけども、これは市で把握している南部平坦、市全体の平均ですか。

事務局： そうですね、ここに書かれてるのは平均ではなくて、あくまでも指標となっているだけでして、細かい統計を取って作ったものではないというふうに考えています。

7 番： そうすると、これを目標にという意味ではないんですか。

事務局： あくまでも指標でして、当然目標とはなるんですけども、これを作る際には当然JAなどから助言を受けたり、福井県から助言は受けていると思うんですが、ちょっと今回はここについて数字は触ってなくてですね、来年また実は構想を触る

予定がありますので、そこでこういった細かい数字は確認してまた改めていきたいというふうに実は考えております。

議長： よろしいですか。ほかの方どうでしょうか。よろしいでしょうか。

4 番： 分からないところがあるので教えてください。12ページ。12ページの面積シェアが目標の80%ということになっていきますよね。集積・集約の目標と、お隣の赤線で棒を引いてある、農地中間管理事業、農地利用集積を全部線引いてありますけども、これ、なくなるんですか。

事務局： なくなるのではなくて、ここに、目標のところたくさん文字が書き過ぎているので、分かりづらい、見えづらいということで文言を消しているだけでして、なくなったわけではございません。

議長： ほかにどうでしょうか。  
これ、目標年度っていつになってたっけ。

事務局： 令和10年度でございます。

議長： 10年か。  
ほかの方よろしいでしょうか。

4 番： すみません、もう1回。ごめんなさい、何回も。これ、今ここで認めるってどういう形なんですか。

事務局： 基本構想につきましては、あくまでも農業委員会が策定しているものではございませんで、あわら市に対して農業委員会が助言するというような立場でございます。で、農業委員会のほかにも、JAさんにも同じように意見照会をさせて、市のほうは意見照会、聴取しておりますし、福井県のほうにも同意を求めるということになっていきますので、農業委員会だけで何かこう判断するとかということはございません。

4 番： ですから、これ、ほかのところもみんな農業委員会がいいならそれでいいわというように感じてみんな取ってもらうということはあるんですか。いや、ちょっと心配なのは、全部理解できないんで、「はい」って、挙手してくださいとか、何とかってなったときに納得いかんのですけど。「こんなものですよ、間違いないですよ」

と言うんで、見てくださって、目を通してくださって書いてありますけど。ただ、これ、何日か前に送ってもらいましたかね、これ、目を通してくださってということで。ただ、これ、目を通すっていったって、はっきり言って何が書いてあるか分からんですけど。条文やったって、18条の何とかって、何より何とか変えまして、赤い字になりますっていったって、それでは農業に関するこの基本法とか、農地法とか、そんなもん読まな分からんですわね。

ここで、これ出てきたときに「何か説明会あるんでしょう」って、ほかの人に聞いたら言うたから、そうかなと思って聞いてたんですけど、ここで見て、「はい、どうですか」って言われても、はっきり言って分からんですけど。

どうすりゃいいんですか、これは。ここで皆さん、農業委員会としてはこれでいいということになるんですか。この案というか。

事務局： あくまでも、農業委員会は意見を聞かれているだけですので。

4 番： だから意見を聞くだけの話ということですか。

事務局： あくまでも、農業委員会は意見を聴取される一つの機関として意見を求められているだけで、もう意見がなければ、特に大きな問題点等なければ同意ということになります。同意したからといって何か責任を求められるとかということは特にはありません。

4 番： 私もちよっと分からないところがあるんですけども、25ページ、農業協同組合との関連があると思います。7番の赤字、「法第18条第1項の協議の場の設置の方法」って書いてありますわね。1番、2番というのは、これ、全部追加ですか。

事務局： 全部追加です。

4 番： 文章を読むと、大体関連していますので、一応ね、農業委員とか、土地改良とか、そういうのの関連はしてるんですけども、まあまあ分かりませんが、全部追加ですね。

事務局： そうですね。ここを追加したのは、やはり法律の改正がありまして、地域計画というのは、前身は人・農地プランですけども、人・農地プランについては法律でつくらなければならないとはなっていなかったもので、ただ、今、基盤強化促進法が改正されて、地域計画として市は絶対に計画をつくらなければならないとなりましたので、この基本構想にも地域計画をつくるための過程について追記するという

ようなことに至りました。

- 4 番： それはちょっと分かりましたけど。農業委員会で、それは分からないところでもあるし。今後、農協の協働組合とかとも関連してしますので、市役所とも関連し、で、農林水産課も関連してくるという話になってくると思います。で、今、恐らく遊んでいる水田を増やしてもらえないとか、面積を増やしてほしいとか、そういうことになってくると国のほうから依頼が来るといったことがあり得るんですかね。そういうことはないですか。

議 長： そんなことはないと思います。

先ほど地域計画をつくらなあかんって話が出たと思うんですけど、令和7年の春までにはつくらなあきませんので、もう来年早々、今年からでも取り組まなければならない時期に来ております。そういったものが国のほうから言われてきましたので、こういったものも内容を明記して進めていきますよということになろうと思います。

で、今、皆さんもご存じだろうと思います。今、全く農地を守っていくことにしても、守るべき人がなかなかいないとか、管理する人がいないとか、そういうふうな傾向がただただ見受けられています。ですから、将来どうしていくんだろうかということ地域計画として決めてくださいというふうになると思います。それについても、今、生産組織がやめていくとか、農業者が辞めていくとかといった傾向が徐々に現れてきておりますので、そういったものも含めてあわら市としてどうしていくかというようなことになろうかと思えます。

まずは、地元の集落としてどうしようかを考えて積み上げていかなければいけないんじゃないかなと思います。

- 4 番： 分かりました。今はちょっと難しい問題ですね。

議 長： はい。で、どうするこうするも、答えがなかなか見つからないんですけども、皆さんでどうしていこうかと。人・農地プランのときも同じようなことでやってきたんですけども、効果があまり現われていませんので、国も将来、農地をどうしていこうかということをお本気で考えておられるんだろうとは思っています。

- 4 番： 分かりました。

議 長： ほかの方よろしいでしょうか。  
(質問、意見なし)



では、一応これにつきまして、採決をしたいと思います。議案第5号「農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想の変更について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

恐らく令和10年までの目標ですので、そのときに思ったような数値が上がってればいいなという思いはしておりますけれども、逆になっているかもしれないという心配もありますので。確かに、今農業に携わっている方は、非常に少ない方が今頑張っておられます。これから10年後はもっと少なくなるというような予想が出ておりますので、本格的にどうして我々が集落の農地を守っていこうかというのは、本当に考えなければいけない時期に来ているんだろうと思います。

今ここにいらっしゃる皆さん方が10年たったら、恐らくもう農業はできない年になっているのかなと思いますので、そこら辺のことも考えながら決めていかなあかんのかなとは思っています。よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ◇ 報告第1号 電気通信事業施設等の設置届出の報告について

議長： 次に、報告第1号「電気通信事業施設等の設置届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第1号「電気通信事業施設等の設置届出の報告について」、ご説明させていただきます。60ページをご覧ください。

今回、2件ございます。

1番、2番につきまして、申請地が同一ですので一括して説明させていただきます。申請者は〇〇〇〇、2番につきましては〇〇〇〇でございます。面積は790㎡に対して、使用面積は〇〇〇〇が12.00㎡、〇〇〇〇が1.44㎡でございます。内容につきましては、通信基地局の設置工事でございます。場所及び設計図につきましては61ページから65ページになっております。

以上で説明を終わります。

議長： それでは、地区担当委員の説明を求めます。番号1番、2番について、関連をしておりますので一括して、4番糠山委員、お願ひいたします。

4番： 〇〇〇〇と指中の中心のほうで設置の工事をしていただきたいということで、2番も同じです。〇〇〇〇ということで来まして、そういう通信機器の工事をお願いしますということで。そのうちの残りは、〇〇〇〇さんが草木とかそういうのは管理するそうです。

以上です。

議長： ありがとうございます。

それでは、この案件につきまして、本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して7番三上委員、報告をお願いいたします。

7番： これも同じく午前9時より、松井委員、私と事務局3名において現地確認をして、問題がないと確認をいたしました。

以上です。

議長： ありがとうございます。本件につきまして、ご質問はありませんか。

5番： こういう携帯基地局の設置については、以前より、これは5Gとか、すごくマイクロ波の高い周波数になってきてですね、電界強度がかなり強い、強い電波が周辺に出るということで、人体への健康被害というのは、最近あまり言わないんですけど、これ多分、携帯会社の政策によってそういうことはあまりマスコミには流さないようにしているというふうに受け取られるんですけども、この基地局設置については、そういう人体への影響とかそういった評価というのはやってるんでしょうか。

事務局： そうですね、私どもにおいては、そのところはちょっと把握しておりません。

5番： 今までそういうことって問題になったことないですか。農地にこういう携帯基地局を造るという事例は過去いっぱいあると思うんですけど。

事務局： そうですね、そういった問題があるということを指摘されたことは、今のところありません。

5番： 何でこんなことを言うかという、以前私らの近所で基地局を造ろうって話が出て、やっぱり電界強度データを見せてもらったらかなり強いということで、これは人体に影響があるって話が出て、その基地局建設は取りやめたという経緯があるんですよ。それはかなり町なかで、かなり人家も非常にいっぱい周りにあるというところで、携帯会社、そういうところにはあまり基地局を造らないというふうな方針に大分変わってきてはいるんですけども。ただ、今、4G、5Gというんで、大体約2GHzぐらいのマイクロ波で数十Wレベルの電界電波が出るんですね。そうすると、かなり人間への影響というのは無視できないというのは昔から言われていることなんですよ。

だから、こういう基地局建設については、そういう土地の農地を何たらかたたらってそういうこと以外に、そういう健康上の被害への影響度というの、何かそういう視点も要るんじゃないかなと思うんで、もしそういう機会があったらぜひそういったことをちょっと提案していただけたらいいかなというふうに思います。

以上です。

事務局： 今ご指摘いただいた件について、またこちらでも、影響も含めてどんな届出とか、農地法の縛りだけではなくて、何か違うところでまた縛りがあるのかもしれないけれども、ちょっとその辺もまた確認してみたいと思います。

議長： ほかによろしいですか。

ただいまの電磁波のことですけれども、今まであんまり聞いたことがなかったの、ちょっと分かりませんが、確認だけしておいてください。

ほかによろしいですか。

(質問、意見なし)

ほかにご質問がないようですので、報告第1号を終わりたいと思います。

#### ◇ 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

議長： 次に、報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」、ご説明いたします。66ページをご覧ください。

今回、8件の届出がございました。

1番の届出につきましては、古屋石塚の田4筆、畑3筆でございます。権利取得者は古屋石塚にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年2月3日で、相続による所有権の移転でございます。田は〇〇〇〇さんが耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

2番の届出につきましては、清王の田3筆、山西方寺の田1筆、清王の畑4筆、山西方寺の畑1筆でございます。権利取得者は清王にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年12月3日で、相続による所有権の移転でございます。山西方寺地係の田は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

67ページにお進みください。3番の届出につきましては、北潟の田7筆、畑1筆でございます。権利取得者は福井市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年4月28日で、相続による所有権の移転でございます。田は〇〇〇

〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

4番の届出につきましては、山室の畑1筆でございます。権利取得者は春宮にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年5月23日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

5番の届出につきましては、舟津の田4筆、畑7筆でございます。権利取得者は舟津にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。相続による所有権の移転でございます。権利取得日は令和5年5月27日でございます。舟津地係の田3筆は〇〇〇〇が、舟津地係の田は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

68ページにお進みください。6番の届出につきましては、矢地の田6筆、畑3筆でございます。権利取得者は矢地にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年5月3日で、相続による所有権の移転でございます。田は〇〇〇〇さんが耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

7番の届出につきましては、舟津の田1筆、番田の田1筆、舟津の畑1筆でございます。権利取得者は舟津にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年6月8日で、相続による所有権の移転でございます。舟津地係の田は〇〇〇〇が、番田地係の田は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

8番の届出につきましては、河間の田5筆、畑1筆でございます。権利取得者は河間にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年4月6日で、相続による所有権の移転でございます。田は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

以上で説明を終わります。

議長： 本件について、ご質問はありますか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、報告第2号を終わります。

#### ◇ その他(1)

議長： 次に、その他(1)「7月の農業委員会定例総会開催予定について」、事務局の説明を求めます。

事務局： 7月の農業委員会の定例総会の開催の予定についてでございますが、本日1時20分から農業委員会の運営委員会を開催させていただきました。その中で、7月の定例総会後に懇親会を開催するとの決定をいただいております。それにつきまして、日程等の調整でございますが、7月の定例総会については7月25日、26日ではなくて25日火曜日に開催させていただきたいと存じます。開催の時刻につきましては、

夜の懇親会の時間を踏まえまして、15時30分からの開催といたしたいと思います。  
以上です。

議 長： ただいま事務局のほうから、7月の定例総会の案内がありました。7月25日午後3時30分から開催するという報告でございます。

昨年、新しく農業委員さん、また、推進員の方々、改選によって今日に至っているわけですが、昨年はコロナのいろんな関連の中で、改選期による顔合わせ、懇親会ができなかったわけございまして、ここへ来て少しそういったものが収まったということで、改めて顔合わせをしたいというような思いで懇親会を予定させていただきます。

当日、例年ですと市長も出席をいただいているというふうに聞いてますので、市長の日程等々も勘案しながら、7月25日開催をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくご理解をいただきたいなというふうに思います。で、今ほどありました開催は3時30分から、終わりましたら懇親会の会場のほうへというふうに考えておりますので、併せてお願いしたいと思います。

また、開催場所につきましては、今後、事務局のほうで設定をして、速やかに皆さんのほうへご案内をさせていただこうというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの話、ご案内について、ご質問あれば承りたいと思います。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

ご質問がないということですので、当日、よろしくお願い申し上げたいと思います。

では、その他を終わりたいと思います。

事務局のほうから何かありますか。

せっかくの機会でございます。委員さんのほうから何かありましたら承りたいと思います。よろしいですか。

(質問、意見なし)

## ◇ 閉 会

議 長： ないようですので、本日の会議を終わりたいと思います。

まだ暑い日が続きますので、お体には十二分にご注意いただきますようお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

令和5年6月26日

議 長

委 員

委 員